

| |
|--------------------|
| 体の役職員 |
| (3) 学識経験を有するもの |
| (4) その他大会開催に關係のある者 |
| 5. 会議：次の会議を置く |
| (1) 総会 |
| (2) 常任委員会 |
| (3) 専門委員会 |

② 昭和60年度事業

ア 開催方針の策定（第1回総会において決定）

第50回国民体育大会開催方針

1 基本方針

半世紀を迎える記念すべき第50回国民体育大会は、県民の総力を結集し、未来をひらく躍進の時代にふさわしい実りある大会として開催する。

この大会を契機として、県民のスポーツの振興を図るとともに、心豊かな生き生きとした郷土づくりを推進し、県勢の伸展に寄与する。

2 実施目標

- (1) 県、市町村及び関係機関・団体との緊密な連携のもとに、県民の英知を結集し、大会運営の万全を期する。
- (2) 競技会場は県内各地に分散し、地域におけるスポーツ・文化の振興に寄与する。
- (3) 県民総スポーツ運動を推進するとともに、指導者の養成及び選手の育成強化に努め、本県スポーツ水準の飛躍的向上を図る。
- (4) 大会を成功させるため、広く県民運動を展開し、進取の気性と協調性に富んだ県民性を培い、活力ある県民生活の向上に資する。
- (5) 全国の友を温かく迎え、友情の輪を広げるとともに、本県の豊かな自然と香り高い文化を全国に紹介する。

イ 会場地の選定等に係る基本方針の策定（第1回常任委員会において決定）

第50回国民体育大会実施予定競技選択基本方針

実施予定競技は、県内のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの普及・振興を考慮しながら選択するものとし、その基本方針は次のとおりとする。

1. 実施予定の正式競技は、(財)日本体育協会加盟競技団体の競技のうち、40都道府県以上で実施されている競技で、(財)福島県体育協会に加盟している競技団体の競技とする。
2. 実施予定の公開競技は、スポーツ芸術及び高等学校野球競技とする。

なお、正式競技として選択されない競技のうち、(財)福島県体育協会に加盟している競技団体の競技で、(財)日本体育協会加盟競技団体及び(財)福島県体育協会に加盟している競技団体から実施希望のある競技については、関係機関・団体と十分協議のうえ、公開競技として選択する。

第50回国民体育大会会場地選定基本方針

会場地は、第50回国民体育大会開催方針にのっと

り、次の基本方針に基づき選定するものとする。

I 選定の基本方針

1. 会場地は、可能な限り県内各地に分散する。
2. 会場地は、市町村の開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設、宿泊能力、交通の便その他地域の実情及び特性等を考慮して検討する。
3. 会場地は、住民の国民体育大会に対する熱意及び市町村の大会運営能力を考慮して検討する。
4. 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とし、特別の事情のある場合は、近接市町村と分散開催することができる。
5. 大会開催に係る県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担区分については、あらかじめ別に定める。

II 選定の条件

1. 式典(開・閉会式)会場

- (1) 冬季大会
スキー競技会場地及びスケート競技会場地とする。
- (2) 夏季大会
水泳競技会場とし、次の条件を満足するものであること。
ア. プールは、観覧席が仮設スタンドを含み、2千人以上収容でき、かつ、日本水泳連盟公認の50mプール1、25m補助プール1以上の規模を持つ施設であること。
イ. 雨天の場合に式典会場として使用できる体育館があること。
ウ. 宿泊能力として5千人以上収容できる施設を有し、交通の便が良いこと。
エ. 開催に必要な地元及び競技団体の協力が得られること。
オ. その他、大会運営に必要な諸条件が満たされること。

3) 秋季大会(総合開・閉会式)

陸上競技会場とし、次の条件を満足するものであること。

- ア. 陸上競技場は、観覧席が仮設スタンドを含み、3万人以上収容でき、かつ、日本陸上競技連盟公認の一種競技場1、1周400mのサブトラック1、投げ練習場1以上の規模を持つ施設であること。
イ. 競技場近くに、併せて15万m²程度の駐車場を確保できること。
ウ. 主要軌道等の大量輸送機関の拠点に近く、3万人以上の観客等が短時間で集まることのできる交通網を備えていること。
エ. 宿泊能力として1万人以上収容できる施設を有し、交通の便が良いこと。
オ. 雨天の場合、式典会場として使用できる体育館があること。
カ. 開催に必要な地元及び競技団体の協力が得られること。
キ. その他、大会運営に必要な諸条件が満たされること。